

指標 3.5.2

指標名、ターゲット及びゴール

指標 3.5.2 15 歳以上の人口一人当たり年間純アルコール消費量（ℓ）

ターゲット 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。

ゴール 3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

定義及び根拠

- 定義
1 年間（年度）の純アルコール量における、20 歳以上の 1 人当たりのアルコール消費量とする。
- 概念
課税標準数量を消費数量としている。
- 根拠及び解釈
日本においては、「アルコールの有害な使用」の定義はなく、また、アルコールの摂取が可能な年齢を 20 歳以上に制限しているため、上記の定義とした。

データソース及び収集方法

課税標準数量については国税庁統計年報、平均アルコール分については国税庁調、20 歳以上の人口については国勢調査結果・人口推計（総務省統計局）による。

算出方法及びその他の方法論的考察

- 算出方法
課税標準数量の合計に平均アルコール分を乗算して純アルコール量を算出し、当該純アルコール量を 20 歳以上の人口で除算して算出した。
- コメントと限界
「アルコールの有害な使用」の定義がなく、また、課税標準数量を用いて算出しているため、純アルコール量の消費量の想定値となっている。

データの詳細集計

なし

参考

なし

データ提供府省

財務省国税庁

関連政策府省

厚生労働省

担当国際機関

世界保健機関（WHO）